

麻生区町会連合会 理事会

日 時 令和2年9月16日（水）

町会長・自治会長会議終了次第

場 所 麻生区役所4階 第1会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 市広報物について

(2) 他団体からの報告について

(3) 他団体に関わる役員・委員の推薦について

(4) 麻生区関係9団体による迷惑電話防止機器の寄贈について

4 その他

5 閉会

議題（１）市広報物について

令和２年７月２８日

川崎市全町内会連合会
会長 瀧村 治雄 様

川崎市総務企画局
シティプロモーション推進室広報担当課長
川崎市議会局総務部広報・報道担当課長

かわさき市政だより 1 日号等の発行再開及び配布について（依頼）

日頃から、本市の広報事業について、御理解・御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年４月には、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、国から緊急事態宣言が出され、市政だよりにおいても、1日号について5月1号から8月1日号までの発行を中止し、配布につきましても仕分け等で人が集まる機会や外出を伴うことから、急きょ中止とさせていただきます。急な決定であったにもかかわらず、皆様に御理解いただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

9月から市政だより1日号の発行を再開いたしますが、配布につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない状況が続きますことから、当面の間（令和２年度内）は配布依頼を休止させていただきたく存じます。休止の間は新聞折込によりお届けすることから始めますが、より多くの方に必要な情報を届けられるよう業者により全戸ポストイングを実施する予定です。

また、本件につきましては、配布団体代表者及び送達担当者に8月中旬に書面にて通知する予定です。併せて、コロナ禍における配布に関するアンケートを送付させていただきたいと考えております。

※ 市政だよりと併せて配布をお願いしています県のたよりにつきましても、配布をお願いすることはありません。

※ 議会かわさきにつきましては、令和２年度内は新聞折込によりお届けします。

【市政だよりに関すること】

シティプロモーション推進室広報担当 町田担当

電話：044-200-2287

FAX：044-200-3915

【議会かわさきに関すること】

総務部広報・報道担当 原担当

電話：044-200-3377

FAX：044-200-3953

事 務 連 絡
令和2年8月13日

かわさき市政だより等配布団体代表者 様
送達担当者 様

川崎市総務企画局
シティプロモーション推進室広報担当課長
川崎市議会局総務部広報・報道担当課長

かわさき市政だより1日号等の発行再開及び配布について（依頼）

日頃から、本市の広報事業について、御理解・御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

9月から市政だより1日号の発行を再開いたしますが、配布につきましては新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない状況が続きますことから、当面の間（令和2年度内）は配布依頼を休止させていただきたく存じます。休止の間は新聞折込によりお届けすることから始めますが、より多くの方に届けられるよう、業者により全戸ポストイングを実施する予定です。

なお、議会かわさきにつきましては、年度内は新聞折込によりお届けします。

また、今後の配布方法を検討していくにあたり、コロナ禍における配布に関するアンケートを送付させていただきます。お手数ですが、8月31日（月）までに同封の返信用封筒にて、回答いただけますよう、お願い申し上げます。御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※市政だよりと併せて配布をお願いしていた県のたよりについても配布をお願いすることはありません。



「市政だより」HP
QRコード



「議会かわさき」HP
QRコード

【市政だよりに関すること】

シティプロモーション推進室広報担当 岸田担当
電話：044-200-2287
FAX：044-200-3915

【議会かわさきに関すること】

総務部広報・報道担当 蟬川担当
電話：044-200-3377
FAX：044-200-3953

令和2年7月28日役員会資料
市民文化局市民活動推進課

町内会・自治会会長 様
町内会・自治会広報担当者 様

市民文化局市民活動推進課長

市広報物（回覧・掲示物）の配送中止について（依頼）

日頃から、本市の地域振興について、御理解・御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間（5月1日号～8月1日号）の市政だより発行・配布の中止とともに、市からの回覧・掲示を依頼しているその他の広報物についても、4月～7月分（5月～8月中の回覧分）の配送中止をお知らせしたところで

す。
9月から市政だより1日号が発行を再開いたしますが、配布方法につきましては、別添資料のとおり、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない状況が続きますことから、当面の間（令和2年度中）は町内会・自治会を通じての配布依頼をしないため、回覧・掲示物につきましては、8月～11月分（9月～12月中の回覧分）の配送を中止させていただきます。

12月以降の配送分（1月以降の回覧分）につきましては、改めて御連絡いたします。

なお、町内会・自治会に周知が必要な広報物が急遽生じた際には、接触機会をできる限り減らすため、掲示のみ御依頼をさせていただく可能性もございますので何卒ご了承ください。

皆様におかれましては御苦勞をおかけいたしますが、引き続き本市の広報にお力添えいただきますよう、御理解・御協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1番地2
（地域活動支援係 前田・奥沢・志垣担当）
電話：044-200-2479
FAX：044-200-3800

令和 2 年 8 月 7 日
選挙管理委員会事務局

選挙公報の配布について

選挙の執行に際しましては、選挙公報の有権者世帯への配布について、町内会・自治会の皆様に毎回御協力いただいているところですが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況にあることから、終息が見込めるまでの当面の間に選挙がある場合の選挙公報の配布につきまして、町内会・自治会の皆様に仕分けや配布作業を依頼しないこととしたいと考えております。

1 選挙公報について

選挙公報は、各選挙につき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに配布することが定められています。

2 当面の間の配布方法について

選挙公報の仕分けや配布作業を担っていただいている市民の皆様への感染防止の観点から、新型コロナウイルス感染症拡大が終息するまでの間に衆議院解散による総選挙等があった場合は、市政だよりと同様に町内会・自治会をはじめとする配布に御協力いただいている団体の皆様に作業を依頼せず、ポスティング等による全戸配布を行いたいと考えております。

今後も選挙公報の配布方法につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や市政だよりの配布方法等もふまえ、引き続き検討してまいります。

3 全町内会連合会への説明について

9 月 1 日（火）開催の全町内会連合会役員会において、上記の選挙公報の配布方法について説明する予定です。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
電話 200-3423

「かわさき市政だより」の配布に関するアンケート

今後の配布方法を検討していくためのアンケートです。実際に市政だよりを配布いただいている皆様の率直な御意見を記載いただきますようお願い申し上げます。

◆記載いただく方についてお尋ねします。該当する項目に○をつけてください。

お住まいの区： 川崎 ・ 幸 ・ 中原 ・ 高津 ・ 宮前 ・ 多摩 ・ 麻生
年 齢： 10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上
配布団体名（未記入でも結構です）： _____

◆Q1 市政だより1日号を5月から8月までの間、配布依頼を休止したことについて

- 1 適切だと思う
- 2 よくわからない
- 3 配布団体で配布するべきだったと思う
- 4 その他（ _____ ）

上記を選択した理由： _____

◆Q2 今回、市政だより9月1日号以降の配布依頼を休止したことについて

- 1 適切だと思う
- 2 よくわからない
- 3 配布団体で配布するべきだと思う
- 4 その他（ _____ ）

上記を選択した理由： _____

◆Q3 今後の市政だよりの配布方法についてどのように思いますか

- 1 配布団体での配布がよい
- 2 新聞折込がよい
- 3 ポスティングがよい
- 4 その他（ _____ ）

上記を選択した理由： _____

※ このアンケートは、「かわさき市政だより」を実際に配布いただいている団体の皆様に、現時点でどのようにお感じになっているかをお聞きするものです。次年度以降の配布についての意思確認をするものではありません。

裏面に続きます

◆Q4 市政だより以外に行政からの情報として回覧物を回覧していますか、または回覧物
をご覧になりますか。

- 1 回覧している、回覧を見る
- 2 回覧物の存在を知らない → 以上でアンケートは終了です

※ Q4で1に回答した方に伺います。

◆Q5 行政からの回覧依頼を休止したことについて（5月～8月回覧分）

- 1 適切だと思う
- 2 よくわからない
- 3 回覧はすべきだと思う
- 4 その他（）

上記を選択した理由：

※ Q4で1に回答した方に伺います。

◆Q6 今後の行政からの回覧依頼についてどのように思いますか

- 1 回覧板で回ってくる行政からの回覧物は重要なので再開すべきだと思う
- 2 回覧物以外の情報提供（市政だよりやホームページなど）で十分だと思うのでこのまま休止にするべきだと思う
- 3 その他（）

上記を選択した理由：

※ 8月31日（月）までに（必着）、同封の返信用封筒で返送をお願いします。

御協力ありがとうございました

議題（２）他団体からの報告について

第60回(令和2年度)川崎市全町内会連合会定期総会開催結果

1 趣 旨 川崎市全町内会連合会の令和元年度事業報告及び決算認定並びに令和2年度事業計画(案)、予算(案)について審議するため書面により開催しました。

2 日 時 令和2年7月21日(火)までに書面評決書を必着

3 議決結果（議案送付数 98通のうち 回答 87件、無回答 11件）

議案

・第1号議案	令和元年度	事業報告	賛成	98	、	反対	0
・第2号議案	令和元年度	決算・会計報告	賛成	98	、	反対	0
・第3号議案	令和2年度	事業計画(案)	賛成	98	、	反対	0
・第4号議案	令和2年度	予 算(案)	賛成	98	、	反対	0

結果

※ 第1号議案から第4号議案まで原案どおり承認
ただし、無回答は賛成とみなしています

特記事項

次の質問がありました。

・創立60周年記念事業積立金の合計金額はいくらですか。

→令和2年度予算案では 3,275,000円となっています。これに令和3年度予算額が合算されることとなります。

令和2年度 川崎市全町内会連合会・(公財)川崎市市民自治財団 合同研修会

開催結果

- 1 趣 旨 川崎市全町内会連合会の役員及び理事、(公財)川崎市市民自治財団の役員及び評議員を対象に、住民組織活動の活性化と各区区町連相互の連携と交流を促進するため、研修会を開催する。
- 2 主 催 川崎市全町内会連合会・(公財)川崎市市民自治財団
- 3 担当区町連 川崎市連合町内会
- 4 日 時 令和2年8月18日(火) 午後2時30分から
- 5 会 場 川崎フロンティアビル 2階 第3～6会議室
- 6 出 席 102人
- 7 内 容
 - (1) 研修会(午後2時30分～4時50分)
 - 第1部 川崎市連合町内会による活動事例発表(午後2時40分～3時40分)
 - ①テーマ『大災害に備えたまちづくり～子育てを安心してできる地域を目指して～』
発表者 大島地区連合町内会(大島4丁目町内会) 藍原 晃会長
 - ②テーマ『あいさつから始まる地域の活動』
発表者 浅田1・2丁目町内会 岸 茂信会長
浅田1・2丁目町内会 大内 正博副会長
 - ③テーマ『見守り・つながりの輪～世代を超えた支え合いと絆～』
発表者 池上新町町内会 浦野 一吉会長
 - <休憩 10分間>
 - 第2部 講 演(午後3時50分～4時50分)
 - テーマ 『新しい生活様式における町内会・自治会活動について』
 - 講 師 福 田 紀 彦 川崎市長

議題（3）他団体への推薦委員等について

＜川崎市関係＞

13 上下水道事業経営審議委員会委員

概 要	H30年度	令和元年度	令和2年度
◆人数:1名 ◆任期:令和2年10月～令和4年度9月			

川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱

(平成27年3月27日26川上経企第158号)

(目的及び設置)

第1条 本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与することを目的として、川崎市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対し、その結果を報告し、又は意見を述べることをとする。

- (1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関すること。
- (2) 管理者の諮問する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）
- (2) 全町内会連合会が推薦する者
- (3) 商工会議所が推薦する者
- (4) 労働団体が推薦する者
- (5) 消費者団体が推薦する者
- (6) 女性団体が推薦する者
- (7) 公募により選定した市民

3 管理者は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に当該委員会を代表し、会務を総理する者(以下「委員長」という。)1人を置き、学識経験者の中から委員の互選により定める。

2 委員会に委員長を補佐する者(以下「副委員長」という。)1人を置き、委員長の推薦により定める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の要綱第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

議題（４）麻生区関係９団体による迷惑電話防止機器の寄贈について

１ 麻生区町会連合会による寄贈について

- ・迷惑電話防止機器代（１１０台）

（株）太知ホールディングス製 ST-386

計 ７４，８００円（単価 ４，０００円 １７台）

＊麻生警察署が１０月初旬から、順次取り付けを行う

２ 麻生区関係９団体による迷惑電話防止機器寄贈式について

【日時】令和２年８月２６日（水） 麻生警察署講堂

【主催】麻生区振り込め詐欺等対策協議会

【協賛】・麻生区町会連合会

- ・川崎百合丘ロータリークラブ
- ・川崎麻生ロータリークラブ
- ・麻生区地域交通安全活動推進協議会
- ・川崎白百合ライオンズクラブ
- ・麻生防犯協会
- ・麻生区暴力団等排除協議会
- ・麻生交通安全協会
- ・麻生安全運転管理者会



令和2年麻生区振り込め詐欺等対策協議会だより

- 現在麻生区内では、振り込め詐欺の被害が急増しています。
(7月末現在 被害件数42件 被害総額約5421万円)
- 毎日区民の不特定の方のお宅に、前兆電話(犯人が詐欺を行うための事前の騙しの電話です。)が多く架けられています。
- 被害のほとんどは、受け子と呼ばれる犯人が自宅に直接キャッシュカードを受け取りに来る手口です。

有効な対策

その1 留守番電話機能付き電話機又は迷惑電話撃退機能付き電話機の購入検討を強くお勧めします。

理由：常時留守番電話に設定することで、犯人は留守だと思って諦めたり、音声や会話を録音されることを嫌がって電話を切ります。

その2 一番守ってほしいことは電話に出ないことです。

理由：せっかく留守番電話に設定しても、気になって電話に出る方が多くいらっしゃいます。それこそが犯人の思うつぼです。一度相手の話を聞いたらどんどん罠にはまってしまいます。本当に大切な用件であれば留守番電話に吹き込みますよっ。それでも身に覚えのないことは折り返しの電話もNGです。警察か周囲の人に相談しましょう！

警察官(K)、銀行員(G)、息子(M)、デパート店員(D)等を騙る者から

- K 「犯人から押収した物の中にあなたのキャッシュカードが入っていました。」
 - G 「あなたのキャッシュカードが偽造されています。」
 - M 「新型コロナウイルスに感染しお金が必要になった。」
 - D 「あなたのクレジットカードが不正に使われています」
- などと電話があり、自宅にキャッシュカード、クレジットカード、現金を受け取りに来るとするのは**ゼツタイに詐欺です！**

他人にキャッシュカードや現金を渡さないで！！



※ 警察官や銀行員、デパート店員がキャッシュカード等を自宅に受け取りに来ることは**ゼツタイ**にありません！

あなたの大切なお金やキャッシュカード、クレジットカード、通帳を知らない誰かに渡す前に、ホントの身内や麻生警察署に相談しましょう。